

令和5年度

第24回東松島市農業委員会総会議事録

令和5年5月25日

東松島市農業委員会



## 令和5年度第24回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和5年5月25日（木） 午後1時30分

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 賃貸借等の合意解約について

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第7 議案第4号 令和4年度最適化活動の点検・評価について

閉 会

出席委員（13名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1番	—	2番	鈴木仁逸	3番	佐藤 祥
4番	熊谷 奨	5番	阿部喜生	6番	秋本 まゆみ
7番	小山 静子	8番	大山道保	9番	浅野 喜代志
10番	—	11番	—	12番	小岩 敏幸
13番	大崎 康	14番	川村勝雄	15番	安倍民夫
16番	佐藤 栄宏				

遅参委員 なし

欠席委員（3名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1番	門馬 宏之	10番	安部 俊郎	11番	本田 幸男

出席事務局職員

事務局長 石 森 久 浩  
 事務局長補佐兼農地係長 安 倍 浩 司

【 開 会 】

- 事務局長 : ただいまより、第24回東松島市農業委員会総会を開催いたします。  
初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。
- 佐藤栄宏会長: - 会長挨拶 -  
- 会長及び会長職務代理の動向報告 -
- 事務局長 : 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり進めていただきます。  
それでは会長、よろしくお願いいたします。

【 議 事 】

- 議長(佐藤栄宏会長): それでは、議事に入ります。  
本日は、1番 門馬宏之委員、10番 安部俊郎委員、11番 本田幸男委員から欠席届が出されております。ただいまの出席委員は13名であります。よって、東松島市農業委員会会議規則第7条第1項に規定されております定足数に達しておりますので、総会が成立していることを報告いたします。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定に基づき、2番鈴木仁逸委員、3番佐藤祥委員のお二人を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

- 各委員: (「異議なし」との声あり)

- 議長(佐藤栄宏会長): 異議なしと認め、お二人を指名いたします。  
日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

- 各委員: (「異議なし」との声あり)

- 議長(佐藤栄宏会長): 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。  
日程第3、報告事項1 賃貸借等の合意解約について、事務局から説明願います。

- 事務局長: 資料1ページをご覧ください。合意解約の通知がありましたので、ご報告いたします。  
小野字新宮前24-1 10.29平方メートルほか4筆で5,433平方メートル、解約届出日は令和5年5月1日、耕作者変更のための賃貸借の解約でございます。  
以上でございます。

- 議長(佐藤栄宏会長): ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

- 各委員: (「なし」との声あり)

- 議長(佐藤栄宏会長): 日程第4、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程い

たします。その1からその4は関連がありますので、一括で事務局から説明願います。

○事務局長： 資料2ページをご覧ください。その1、根古字根廻62-7、1,985㎡ほか3筆で2,569㎡、対価256,900円での売買による所有権移転となります。

その2、川下字川子沢3-4、125㎡ほか2筆で1,023㎡、対価101,840円での売買による所有権移転となります。

その3、高松字川子沢3-12、176㎡、対価42,240円による売買の所有権移転となります。

その4、新田字寒水4-1、登記地目は田、現況地目は畑、442㎡、対価132,600円での売買による所有権移転となります。

以上でございます。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員15番 安倍民夫委員、聴き取り調査報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 関連がありますので一括で報告いたします。

調査年月日は、令和5年5月20日、権利の種類は所有権移転。出し手の理由は規模縮小と相手方からの要望。受け手の理由は、規模拡大。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、複合経営とのことです。通作距離については0.5から1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、遊休農地となっております。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

その2からその4は出し手の理由は、規模縮小と相手方の要望。受け手の理由は、規模拡大。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力のいずれも適当。農業経営の内容は、複合経営で、通作距離については0.5から1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はなし。申請地の状況は、遊休農地となっております。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1からその4を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1からその4を許可することに決定します。

次に、その5を事務局から説明願います。

○事務局長： 資料3ページになります。赤井字川前四490-2、50㎡、贈与による所有権移転となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員5番 阿部喜生委員の聴き取り調査報告をお願いします。

○阿部喜生委員： 調査年月日は、令和5年5月22日。出し手と受け手は親戚関係にあり、当該地は受け手の自宅隣に位置しております。権利の種類は所有権移転。出し手の理由は贈与。受け手の理由は受贈。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は露地野菜です。通作距離は約30m。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はなし。申請地の状況は、畑として利用しており、総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。  
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その5を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その5を許可することに決定します。

日程第5、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、上程いたします。その1を事務局より説明願います。

○局長補佐： 資料は4ページになります。赤井字干場254-7、190㎡、目的は分家住宅敷地で現在の状況は普通畑となっており、贈与による所有権移転となります。位置については資料5ページのとおりとなります。

農地区分的には、第1種農地となりますが、一定の集落を形成しておりますので、集落接続による例外許可として許可する内容となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員5番 阿部喜生委員の聴き取り調査の報告をお願いします。

○阿部喜生委員： 調査年月日は5月18日、長女への譲渡となり、転用目的は居宅建築となりますが、転用目的実現の確実性は適当であり、周辺農地への営農条件の支障はなく、総合意見としては許可相当となります。

ただ、申請地は遺跡がありますので、遺跡発掘調査が終了次第、工事等に着手していくとのことでございます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。  
日程第6、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、上程いたします。始めに利用権の賃借権設定になります。その1を事務局から説明願います。

○事務局長： 資料6ページとなります。小野字新宮前24-1、1,029㎡外、4筆で5,433㎡、借賃は物納で326kg、令和5年6月1日から令和13年4月30日までの8年間の権利設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員10番 安部俊郎委員が欠席ですので、事務局より聞き取り調査の報告の代読をお願いします。

○事務局長： 調査年月日は、令和5年5月23日。権利の種類は賃借権設定。出し手の理由は労力不足。受け手の理由は規模拡大。農業で自立する意欲と能力、農地を効率的に利用することができるか、労働力のいずれも適当。通作距離は1km。農業経営の内容については、水稻、施設野菜、大豆などの複合経営となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1を承認することに決定します。  
次にその2からその7は再設定となりますので一括で事務局から説明願います。

○事務局長： 資料は6ページからとなります。その2、高松字寺前7-1、687㎡外11筆で6,308㎡、借賃は物納で90kg、令和5年6月1日から令和10年5月31日までの5年間の再設定となります。

その3、浜市字東上沼133、2,463㎡、借賃は物納で148kg、令和5年6月1日から令和15年3月31日までの10年間の再設定となります。



その4、小野字新関下50、102㎡外3筆で514㎡、借賃は物納で30kg、令和5年6月1日から令和15年3月31日までの10年間の再設定となります。

その5、小野字新段振69、1、136㎡、借賃は物納で68kg、令和5年6月1日から令和15年3月31日までの10年間の再設定となります。

その6、小野字新関下56、251㎡外2筆で313㎡、借賃は物納で19kg、令和5年6月1日から令和15年3月31日までの10年間の再設定となります。

その7、浜市字須賀松21、520㎡外2筆で2、453㎡、借賃は物納で147kg、令和5年6月1日から令和15年3月31日までの10年間の再設定となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： その2からその7は再設定となりますので、直ちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その2からその7を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その2からその7を承認することに決定します。

次に農地中間管理事業の一括方式を上程します。それでは、その1及びその2を事務局から説明願います。

○事務局長： 資料は8ページをご覧ください。その1、川下字長根100、1、398㎡、借賃は物納で41kg、令和5年6月1日から令和10年1月31日までの5年間となります。

その2、小松字谷地77-1、946㎡外7筆で6、641㎡、借賃は物納で399kg、令和5年6月1日から令和15年5月31日までの10年間の権利設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1及びその2を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1及びその2を承認することに決定します。

日程第7、議案第4号 令和4年度最適化活動の点検・評価について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局長： 令和4年度から農地の集積、遊休農地の解消、活動日数等の年間目標を設定し、活動いただいているところでございますが、活動結果については、毎年度点検・評価を各自4月末までに実施していただき、農業委員会へ提出していただく流れとなっております。

その後、各推進委員等から提出された点検・評価内容に関し、農業委員会として点検・評価を行うこととされており、本議案において点検・評価をいただき、農業委員会総会における意見等を付した上で、点検・評価結果について、5月末まで各推進委員等に通知を行うこととなります。

合わせて、全体を定められている様式によりとりまとめをしており、全体の活動結果、目標達成状況について本市農業委員会として点検・評価を行うこととなります。

農業委員会において、点検・評価を行った後は、6月末までに宮城県へ報告を行い、宮城県は県内全体のとりまとめを行った後に、7月末までに各地方農政局へ報告し、最終的に農林水産省へ報告される流れとなっております。

また、点検・評価結果につきましては、市ホームページ等のインターネットを活用し、広く公表することと法律上定められております。

それでは、説明に入ります。

- － 資料に基づき、各推進委員毎の別紙様式3の各項目の説明、点検・評価の進め方等を説明した後に、各推進委員等の点検・評価結果及び目標達成状況を説明 －
- － 各推進委員等の自己点検・評価について確認し、意見を集約 －

○議長（佐藤栄宏会長）： ただ今、事務局より点検・評価の進め方、各推進委員等の点検・評価結果について説明を行い、各委員から出された意見を付して、各推進委員には結果を通知したいと思います。

昨年度から改正された制度での目標達成に向けた活動に各推進委員等の皆様には取り組んでいただきましたが、地域によって状況が違っていたり、献身的に活動いただいておりますが、その結果が思ったように成果には結びつかないなど大変難しいなど感じております。

そのような状況から評価点の結果から農業委員会としての評語において、目標を下回る結果となった委員もおりますが、会長としては各委員の皆様にはご自身の仕事も抱えながら非常に頑張って活動いただいたと評価をしているところです。

今年度も3月の総会において掲げた目標の達成に向けて活動をいただいているところでありますが、引き続き活動に取り組んでいただければと思っています。

先ほどいただいた意見等の取りまとめを事務局において整理した後に、各推進委員の皆様には結果を通知することについて何かご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしとのことですので、事務局においてとりまとめた後に、各推進委員等へ通知を行いたいと思います。

次に、農業委員会全体に係る点検・評価結果についてですが、項目によっては目標どおり、又は上回る結果となった部分もありますが、下回る結果となったものもあります。先ほど委員からの意見にもありましたが、新しい制度の中での1年目の結果としては一定の成果をあげているのかと感じております

が、今回の結果を踏まえて2年目の活動に生かしていければと思っております。

全体の点検・評価について、その他何かご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしとのことですので、全体の点検・評価結果についても事務局において整理を行った後、宮城県に対し報告を行うとともに、市のホームページにおいて公表したいと思います  
が、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本議案については、事務局において委員の皆様から出された意見を整理した後に、各推進委員等の皆様への結果通知、宮城県等への報告及び公表を進めてまいります。

【 閉 会 】

○議長（佐藤栄宏会長）： 以上で本日付議された議案の審議は全て終了いたしました。  
これをもちまして、第24回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後2時54分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定により署名する。

令和5年5月25日

東松島市農業委員会会長 佐藤 栄宏

署名委員 2番 鈴木 仁逸

署名委員 3番 佐藤 祥